

# 前払金及び中間前払金の支払限度額撤廃について

珠洲市が発注する建設工事等について、請負業者の資金繰りの改善を図り、適正な履行を確保することを目的に、前払金及び中間前払金の制度を次のとおり改正します。

## ■改正内容

現 行	改 正 後
○前払金 契約額500万円以上の建設工事で4割以内 契約額200万円以上の業務で3割以内 ただし、 <b>限度額 5,000万円以内</b>	○前払金 契約額500万円以上の建設工事で4割以内 契約額200万円以上の業務で3割以内 <b>限度額なし</b>
○中間前払金 既に前払金が多された工期が150日を超える建設工事で2割以内 ただし、 <b>限度額 5,000万円以内</b> (前払金と中間前払金の合計)	○中間前払金 既に前払金が多された工期が150日を超える建設工事で2割以内 <b>限度額なし</b>

## ■適用時期

平成28年4月1日から適用